

社会福祉法人の新会計基準移行 help !!



第1回 いつから？いつまで？

平成 24 年 4 月 1 日より社会福祉法人の新会計基準がスタートしました。
ヤマダ総合公認会計士事務所では新会計基準への移行をお手伝いしていきたいと考えています。
ご心配・疑問点がある場合にはお気軽にご連絡をいただきますようお願いいたします。

さてその新会計基準はいつから適用しなければならないのでしょうか？
「平成 24 年 4 月 1 日から適用するものとする。」が原則ですが、平成 27 年 3 月 31 日までの間は、
従来の会計処理によることができるものとなっています。

	新会計基準	従来会計処理	次年度予算編成
23 年度 23.4.1 ~ 24.3.31	不可	従来会計処理のみ	24 年度予算は新・従来可
24 年度 24.4.1 ~ 25.3.31	原則新会計基準	従来会計処理可	25 年度予算は新・従来可
25 年度 25.4.1 ~ 26.3.31	原則新会計基準	従来会計処理可	26 年度予算は新・従来可
26 年度 26.4.1 ~ 27.3.31	原則新会計基準	従来会計処理可	27 年度予算は新のみ
27 年度 27.4.1 ~ 28.3.31	新会計基準のみ	不可	28 年度予算は新のみ

最も早く新会計基準を適用する場合は 24 年 4 月からです。その年度の予算はこの 3 月中に組み
ますから、既に新基準で予算編成していなければなりません。

最も遅い場合は、27 年 4 月からですから 27 年 3 月には新会計基準に沿って予算を編成しなけれ
ばなりません。

あせる必要はありませんが、頭の片隅に入れておかなければならない時期に来ています。
これまではひとつの社会福祉法人に「基準・指針・準則」など複数の会計ルールが求められて
いましたが、新会計基準は社会福祉法人が行うすべての事業を適用対象としています。ルール
統一により財務諸表の比較が可能となり誰が見ても財務状況が明らかになるというわけです。
次回からは新会計基準の具体的な内容の説明にはいります。
ひとつずつ、問題を解決し移行していきましょう。



ご意見・ご質問はこちらに h-murata@yamadasougou.co.jp

